第1859号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 8月 2日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 外交員報酬の源泉所得税の納付

Q：当社は、今月から外交員に報酬を支払うことになり、報酬のうち一定金額を源泉徴収しました。

ところで、当社は源泉所得税の納期の特例の適用を受けています。外交員報酬の源泉所得税についても、7月と1月の年2回の納付でよいでしょうか。

A：外交員の報酬は、源泉所得税の納期の特例は認められません。

【解説】

給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、その納付手続を簡単にするために、特定の所得について源泉徴収をした所得税を、6か月ごとに1度つまり年2回にまとめて納付する、納期の特例の制度が設けられています。

この場合には、1月から6月分を7月10日までに、7月から12月分を翌年1月10日（一定の届出をした場合は1月20日）までに納付します。

特定の所得とは、①給与及び退職手当、②弁護士、司法書士、税理士、建築士などの報酬、料金です。

ご質問の外交員に支払う報酬は、特定の所得に入りません。したがって、源泉所得税の納期の特例は認められませんので、その月に支払った外交員報酬に対する源泉所得税を、翌月10日までに納付することになります。